

令和2年8月1日から育児・介護休業手当金の 給付日額上限相当額が変更されました!!

育児休業手当金および介護休業手当金の給付日額上限相当額が、令和2年8月1日から右の表のとおり変更となっておりますので、お知らせいたします。

	令和2年8月1日から	令和2年7月31日まで
育児休業手当金 (給付割合が67/100の場合)	13,896円	13,832円
育児休業手当金 (給付割合が50/100の場合)	10,370円	10,322円
介護休業手当金 (給付割合が67/100の場合)	15,294円	15,221円

● 給付上限相当額を超える標準報酬の等級および標準報酬の月額

育児休業手当金

第25級

470,000円

介護休業手当金

第27級

530,000円